

議案第 7 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行により、教育行政の第一義的な責任者を明確にするための新たな教育委員会の教育長を置くこととなることに伴い、関係条例の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第1条 羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和34年羽曳野市条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例

第1条を次のように改める。

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、羽曳野市教育委員会の教育長(「以下「教育長」という。)の給与及び勤務時間、休暇等に関する必要な事項を定めるものとする。

第4条を削る。

第5条第1項中「、地域手当及び旅費」を「及び地域手当」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「勤務時間」の次に「、休暇」を加え、同条を第5条とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「副市長」の次に「、羽曳野市教育委員会の教育長」を加える。

「
別表教育委員の項中

委員長	月額	75,000円
委員	月額	65,000円

 を
」

「

月額 65,000 円

に改める。

」

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の旅費に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 448 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「特別職(市長及び副市長をいう。以下同じ。)の職員及び」を「市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長並びに」に改める。

(職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の厚生制度に関する条例(平成 15 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

(4) 羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例(昭和 34 年羽曳野市条例第 8 号)第 1 条に規定する教育長

(羽曳野市教育委員会の教育長の退職手当の特例に関する条例の一部改正)

第 5 条 羽曳野市教育委員会の教育長の退職手当の特例に関する条例(平成 25 年羽曳野市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

本則中「羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」を「羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例により在職するものとする場合においては、第 1 条の規定による改正後の羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例第 1 条、第 4 条及び第 5 条の規定、第 2 条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条第 4 項及び別表の規定、第 3 条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例第 2 条第 1 号の規定、第 4 条の規定による改正後の職員の厚生制度に関する条例第 2 条第 4 号の

規定並びに第 5 条の規定による改正後の羽曳野市教育委員会の教育長の退職手当の特例に関する条例本則の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第 1 条、第 4 条、第 5 条及び第 6 条の規定、第 2 条の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条第 4 項及び別表の規定、第 3 条の規定による改正前の職員の旅費に関する条例第 2 条第 1 号の規定、第 4 条の規定による改正前の職員の厚生制度に関する条例第 2 条第 4 号の規定並びに第 5 条の規定による改正前の羽曳野市教育委員会の教育長の退職手当の特例に関する条例本則の規定は、なおその効力を有する。

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条関係 羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例</p> <p><u>羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例</u></p> <p>第 1 条 この条例は、<u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 3 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 11 条第 5 項の規定に基づき、羽曳野市教育委員会の教育長(「以下「教育長」という。)</u>の給与及び勤務時間、休暇等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条・第 3 条 省略</p> <p><u>第 4 条 教育長の給料及び地域手当の支給方法は、この条例に定めがない事項については、一般職の職員の例による。</u></p> <p>2 省略</p> <p><u>第 5 条 教育長の勤務時間、休暇その他の勤務条件については、常勤の一般職の職員の例による。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>第 1 条関係 羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例</p> <p><u>羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例</u></p> <p>第 1 条 <u>教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 16 条第 2 項の規定による羽曳野市教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)</u>の給与及び旅費の額並びにその支給方法等並びに勤務時間等は、この条例の定めるところによる。</p> <p>第 2 条・第 3 条 省略</p> <p><u>第 4 条 教育長が公務のため出張するときは、旅費を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、職員の旅費に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 448 号)に規定する職員の例による。</u></p> <p><u>第 5 条 教育長の給料、地域手当及び旅費の支給方法は、この条例に定めがない事項については、一般職の職員の例による。</u></p> <p>2 省略</p> <p><u>第 6 条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、常勤の一般職の職員の例による。</u></p> <p>以下省略</p>
<p>第 2 条関係 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(報酬)</p> <p>第 2 条 1～3 省略</p> <p>4 <u>市長、副市長、羽曳野市教育委員会の教育長及び常勤の監査委員等(以下「長等」という。)</u>が特別職の職員を兼ねるとき、又は一般職に属する常勤の職員が特別職の職員を兼ねるときは、その特別職の職員の報酬は支給しない。た</p>	<p>第 2 条関係 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(報酬)</p> <p>第 2 条 1～3 省略</p> <p>4 <u>市長、副市長及び常勤の監査委員等(以下「長等」という。)</u>が特別職の職員を兼ねるとき、又は一般職に属する常勤の職員が特別職の職員を兼ねるときは、その特別職の職員の報酬は支給しない。ただし、特別職の職員の報酬が長等</p>

だし、特別職の職員の報酬が長等の給料の額を上回るときは、その差額を支給する。

第3条・第4条 省略

附 則 省略

別表

区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員	月額 65,000 円	省略
省略		

第3条関係

職員の旅費に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長並びに市の一般職に属する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員を除く。)をいう。

(2)・(3) 省略

以下省略

第4条関係

職員の厚生制度に関する条例

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

(1)～(3) 省略

(4) 羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例(昭和34年羽曳野市条例第8号)第1条に規定する教育長

(5)・(6) 省略

以下省略

第5条関係

羽曳野市教育委員会の教育長の退職手当の特例に

の給料の額を上回るときは、その差額を支給する。

第3条・第4条 省略

附 則 省略

別表

区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員	委員長 月額 75,000 円	省略
	委員 月額 65,000 円	
省略		

第3条関係

職員の旅費に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 特別職(市長及び副市長をいう。以下同じ。)の職員及び市の一般職に属する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員を除く。)をいう。

(2)・(3) 省略

以下省略

第4条関係

職員の厚生制度に関する条例

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

(1)～(3) 省略

(4) 羽曳野市教育委員会の教育長の給料等及び旅費に関する条例(昭和34年羽曳野市条例第8号)第1条に規定する教育長

(5)・(6) 省略

以下省略

第5条関係

羽曳野市教育委員会の教育長の退職手当の特例に

<p>関する条例</p> <p>この条例の施行の日に在職する羽曳野市教育委員会の教育長が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する同日を含む任期に係る退職手当の額は、<u>羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、休暇等に関する条例(昭和 34 年羽曳野市条例第 8 号)第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、その額に 100 分の 25 を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>関する条例</p> <p>この条例の施行の日に在職する羽曳野市教育委員会の教育長が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する同日を含む任期に係る退職手当の額は、<u>羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和 34 年羽曳野市条例第 8 号)第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、その額に 100 分の 25 を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p>以下省略</p>
---	--